令和6年度

笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

笠岡市監査委員

笠岡市長 栗 尾 典 子 殿

笠岡市監査委員 中 西 尚 子 同 藤 井 義 明

令和6年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和6年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和 6	年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見	1
第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	3
	(2) 連結実質赤字比率	4
	(3) 実質公債費比率	5
	(4) 将来負担比率	6
	(5) 令和5年度岡山県内各市の健全化判断比率	8
2	資金不足比率の状況	9
3	むすび	10
財	†政指標の対象会計範囲	11

- (注) 1 文中の金額は、原則として万円単位で表し、端数は切り捨てた。このため計数が 一致しない場合がある。
 - 2 各図表中の金額は、原則として表示の1桁下位で四捨五入した。このため、合計 と内訳の計や、総務部財政課作成の「財政健全化判断基準比率等の状況」に記載さ れている値と一致しない場合がある。
 - 3 県内15市との比較を示した図表は、岡山県市町村課の公表資料「市町村決算に 基づく健全化判断比率等」に基づいて作成した。
 - 4 ポイントとは、パーセンテージ間の単純差引数値である。
 - 5 略号・符号の用法は、次のとおりである。
 - 該当数値なし
 - △ 負 数

令和6年度笠岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率

第2 審査の期間

令和7年8月15日から令和7年9月1日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に基づき算定されているか、また、これらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認することにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、計数は関係書類、諸 帳簿と符合し正確であると認めた。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらに対する審査意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	%	%	%	%	%	%
実質赤字比率	_	_	_	_	12. 88	20.00
連結実質赤字比率	_	_	_	_	17. 88	30.00
実質公債費比率	6. 5	7. 2	7.8	8. 1	25. 0	35. 0
将来負担比率	51.0	51. 3	48. 2	57. 6	350. 0	_

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「一」と表示している。
 - 2 早期健全化基準とは、地方公共団体が、財政収支の不均衡その他の財政状況が 悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準と して、健全化判断比率のそれぞれについて政令で定められた数値をいう。地方公 共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当 該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政健 全化計画を定めなければならない。

(1) 実質赤字比率

令和6年度には実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の12.88%内である。

※実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合をいう。

| 一般会計等の実質赤字額 | 実質赤字比率 = | 一般会計等の実質赤字額 | 標準財政規模

第2表 実質赤字比率の状況

会 計 名 -			実 質 収 支 額			
	会 計 名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
		千円	千円	千円	千円	千円
般	一般会計	813, 038	642, 993	336, 901	478, 634	141, 733
会計	へき地診療施設特別会計	1, 145	2, 471	0	3, 522	3, 522
等	公共用地取得事業特別会計	0	0	0	0	0
	一般会計等の実質収支	814, 183	645, 464	336, 901	482, 156	145, 255
標	準 財 政 規 模	13, 895, 677	13, 413, 490	13, 548, 567	13, 739, 965	191, 398
	医香赤字比率(注1)(%)	_	_	_		_
	ミ 質 赤 字 比 率 ^(注 1) (%) 	(△5.85)	(△4.81)	(△2.48)	(△3.50)	
阜	期健全化基準(%)	12.87	12. 91	12. 90	12.88	
則	す 政 再 生 基 準 (%)	20.00	20.00	20.00	20.00	

⁽注1) 黒字の場合は負の値となる。

※標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収額等に普通交付税等を加算した額をいう。

(2) 連結実質赤字比率

令和6年度には連結実質赤字額は生じていないので、早期健全化基準の17.88%内である。

※連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財 政規模に対する割合をいう。

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

第3表 連結実質赤字比率の状況

会 計 名				実質収支額又は資金不足額				
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 増 減	
			千円	千円	千円	千円	千円	
_	- 彤	会計等	814, 183	645, 464	336, 901	482, 156	145, 255	
公	国	民健康保険事業特別会計	126, 824	52, 026	47, 567	64, 671	17, 104	
営事		民健康保険真鍋島直営診療 投特別会計	1, 330	470	1,636	2, 616	980	
業会	後其	期高齢者医療特別会計	3, 212	4, 473	5, 648	3, 490	△ 2,158	
計	介記	獲保険事業特別会計	205, 335	222, 088	104, 147	140, 010	35, 863	
	法非	土地造成事業特別会計	487	0	0	0	0	
公営	適	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0	0	
企業会	法	水道事業会計	1, 638, 779	1,624,272	1, 453, 254	1, 261, 775	△ 191, 479	
会計		下水道事業会計	103, 884	0	56, 653	125, 304	68, 651	
П	適	病院事業会計	0	392, 748	667, 283	677, 844	10, 561	
4	; 言	十 (連結実質収支額)	2, 894, 034	2, 941, 541	2, 673, 089	2, 757, 866	84, 777	
標	Ę	準 財 政 規 模	13, 895, 677	13, 413, 490	13, 548, 567	13, 739, 965	191, 398	
2년	旨公士,	実質赤字比率 ^(注1) (%)	_	_	_	_	_	
Į.	臣 孙口;	天員亦于比学 (70)	(△20.82)	(△21.92)	(△19.72)	(△20.07)		
与	1 1	期健全化基準(%)	17.87	17. 91	17. 90	17. 88		
具	 †	政 再 生 基 準 (%)	30.00	30.00	30.00	30.00		

(注1) 黒字の場合は、負の値となる。

(3) 実質公債費比率 (3か年の平均値)

令和6年度の実質公債費比率は8.1%となっており、早期健全化基準の25.0%内である。

※実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財 政規模を基本とした額に対する割合をいう。

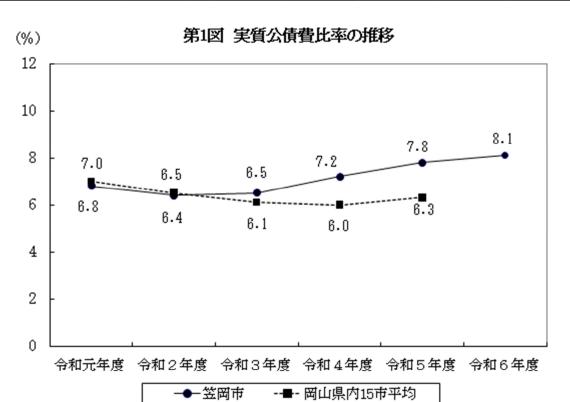
(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = (3 か年平均)

標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額 算入額

第4表 実質公債費比率の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 増 減
	千円	千円	千円	千円	千円
地方債の元利償還金 ①	2, 237, 385	2, 303, 269	2, 304, 896	2, 244, 696	△ 60, 200
準元利償還金 ②	752, 528	771,928	722, 841	687, 884	△ 34, 957
①②に充てられる特定財源 ③	314, 749	287, 316	262, 871	298, 208	35, 337
①②に係る基準財政需要額算入額 ④	1, 880, 389	1, 821, 732	1, 747, 863	1, 719, 652	△ 28, 211
標準財政規模 ⑤	13, 895, 677	13, 413, 490	13, 548, 567	13, 739, 965	191, 398
実質公債費比率(単年度) ①+②-③-④ ⑤-④ ×100	6.6	8.3	8.6	7. 6	*゚イント △ 1.0
実質公債費比率(3か年平均) (%	6.5	7.2	7.8	8. 1	ポ゚イント 0.3
早期健全化基準 (%) 25.0	25. 0	25.0	25.0	
財政再生基準 (%) 35.0	35. 0	35.0	35.0	



(4) 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は、57.6%となっており、早期健全化基準の350.0%内である。

※将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する 割合をいう。

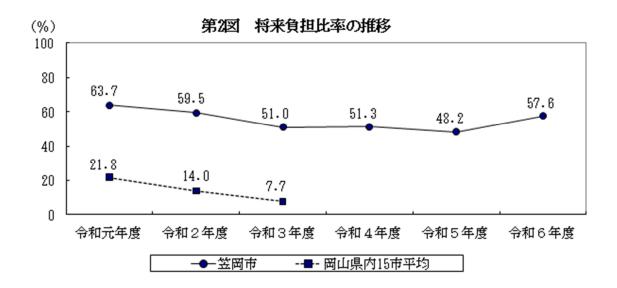
> 将来負担額- (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等 に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算 入額)

第5表 将来負担比率の状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 増 減
		千円	千円	千円	千円	千円
将来負担額	1	37, 486, 906	37, 113, 018	37, 071, 635	37, 629, 103	557, 468
充当可能基金額	2	3, 576, 691	4, 099, 563	3, 986, 416	3, 721, 538	△ 264,878
特定財源見込額	3	5, 607, 496	5, 545, 899	6, 338, 139	6, 175, 924	△ 162, 215
基準財政需要額算入見込額	4	22, 164, 671	21, 513, 773	21, 056, 738	20, 799, 946	△ 256, 792
標準財政規模	(5)	13, 895, 677	13, 413, 490	13, 548, 567	13, 739, 965	191, 398
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額算入額	6	1, 880, 389	1, 821, 732	1, 747, 863	1, 719, 652	△ 28, 211
将来負担比率 ①- (②+③+④) ⑤-⑥ ×100	(%)	51.0	51.3	48. 2	57.6	ポ [°] イント 9. 4
早期健全化基準	(%)	350.0	350.0	350.0	350.0	
財政再生基準	(%)	_	_	_	_	



〇 将来負担額

将来負担額は、一般会計等に係る地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市の負担見込額、退職手当支給予定 額のうち、一般会計等の負担見込額、市が設立した法人等の負債額等に係る一般会計 等の負担見込額などの合計である。

第6表 将来負担見込額の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度 増 減 額
	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計等に係る地方債現在高	27, 449, 329	27, 442, 216	28, 106, 413	28, 776, 540	670, 127
債務負担行為に基づく支出予定額	418, 573	517, 121	542, 384	404, 183	△ 138, 201
一般会計等以外の特別会計の地方債の 償還に係る一般会計等からの繰入見込額	6, 123, 275	5, 718, 287	5, 103, 055	4, 819, 776	△ 283, 279
組合等の地方債の償還に係る負担見込額	501, 834	384, 253	251, 360	369, 879	118, 519
退職手当支給予定額に係る負担見込額	2, 992, 894	3, 049, 083	3, 065, 525	3, 257, 352	191, 827
設立法人の負担額等に係る負担見込額	1,001	2, 058	2, 898	1, 373	△ 1,525
連結実質赤字額	0	0	0	0	0
組合等の連結赤字額に係る負担見込額	0	0	0	0	0
合 計	37, 486, 906	37, 113, 018	37, 071, 635	37, 629, 103	557, 468

(5) 令和5年度岡山県内各市の健全化判断比率

第7表 令和5年度岡山県内各市の健全化判断比率

(単位:%)

				<u>(早仏:%)</u>
区分	実質赤字比率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
〈早期健全化基準〉	<11. 25~15. 0%>	<16. 25~20. 0%>	<25.0%>	政令市<400%> 市町村<350%>
岡山市	_	_	5.6	_
倉 敷 市	_	_	3.0	_
津 山 市	_	_	12.7	86. 3
玉 野 市	_	_	4.3	_
井 原 市	-	<u> </u>	9.5	_
総社市	_	<u> </u>	6.5	_
高 梁 市	_	-	11.3	48. 1
新見市	-	<u> </u>	7.6	0.5
備前市	-	-	9. 1	_
瀬戸内市	-	_	8.7	41. 4
赤磐市	<u>—</u>	<u>—</u>	7.9	_
真庭市	-	<u> </u>	10.9	_
美 作 市	-	_	10.8	_
浅口市	<u> </u>	_	7. 1	_
笠 岡 市	_	_	7.8	48. 2
平均	_	_	6.3	_

出典:「令和5年度市町村決算に基づく健全化判断比率等」(岡山県市町村課の公表資料)から。

2 資金不足比率の状況

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められる。

すべての公営企業会計において,資金の不足額は生じていない。

※資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合をい う。

第8表 資金不足比率の状況

	特別会計の名称	資金不足額	事業の規模 ②	資金不足比率 ①/②×100	経営健全化 基 準
		千円	千円	%	%
法	水道事業会計	_	1, 085, 543	_	
適用	下水道事業会計	_	586, 272	_	
	病院事業会計	_	1, 527, 879	_	20.0
法非	土地造成事業特別会計	_	0	_	
適用	工業団地造成事業特別会計	_	0	_	

⁽注) 資金不足額及び資金不足比率について、資金不足額が生じていない会計は「一」と表示している。

第9表 資金不足・剰余額の状況

特別会計の名称			対前年度	度			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減額	額
法適用		千円	千円	千円	千円	Ŧ	千円
	水道事業会計	1, 638, 779	1, 624, 272	1, 453, 254	1, 261, 775	△ 191, 47	19
	下水道事業会計	103, 884	0	56, 653	125, 304	68, 65	51
	病院事業会計	0	392, 748	667, 283	677, 844	10, 56	51
法非適用	土地造成事業特別会計 487		0	0	0		0
	工業団地造成事業特別会計	0	0	0	0		0

⁽注) 資金不足・剰余額は、資金不足を生じている場合、負の値で表示される。

3 む す び

各比率の状況をみると、実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、4億8,216万円の実質黒字額となっている。

連結実質赤字比率については、赤字を生じていないため比率は算定されず、27億5,787万円の連結実質黒字額となっている。

実質公債費比率については、直近3か年を平均した当年度の比率は8.1%で、早期健全化基準内である。前年度に比べ0.3ポイント上昇した。単年度の比率は7.6%で、前年度と比べ1.0ポイント低下した。これは、公債費及び公営企業へ企業債償還にかかる繰入金等が減少し、かつ、普通交付税が増加したことで比率が低下したものである。

将来負担比率については、57.6%と早期健全化基準内である。前年度に比べ9.4ポイント上昇した。これは、債務負担行為の支出予定額及び下水道事業等の公営企業債等繰入見込額は減少しているものの、ひまわり認定こども園の建設等の大規模ハード事業の実施により一般会計の地方債残高の増加及び退職手当負担見込額、西部衛生施設組合における新ごみ焼却場建設に伴う組合等負担見込額が増加し、公債等の支出に充当可能な基金残高等が減少したことによるものである。

資金不足比率については、すべての公営企業会計において、資金の不足額は生じていない。

以上のように、審査に付された指標は、いずれも非該当又は早期健全化基準、経営健全 化基準を下回る結果となっている。

本市では、今後予定している大規模な事業の実施により、市債借入額の増加に伴い、実質公債費比率及び将来負担比率の上昇が懸念される。事業実施においては、十分に精査し慎重に取り組むとともに、財源の確保に努め、市債の発行については、将来的に過度の負担となることがないよう配意されたい。

引き続き、適切な財政運営のもとで、安定した財政基盤を構築されるよう望むものである。

財政指標の対象会計範囲

笠岡市の連結対象

37. JH	1 111 0		盲刈 冢				1							
			<u>X</u>	分	実 質比	赤 字 率	連結赤字				将来比		資金	不 足 率
笠岡	普通会計		一般会計					$\sqrt{}$	$\overline{}$	\				
			へき地診療施設	特別会計										
			公共用地取得事	業特別会計		7								
	公		国民健康保険事	業特別会計										
	'		国民健康保険真鍋島直	営診療施設特別会計										
	業会計		後期高齢者医療	特別会計										
			介護保険事業特	別会計										
市	公営	法非	土地造成事業特	別会計									1 4	
1111		通	工業団地造成事	業特別会計										
		法適	水道事業会計											
			下水道事業会計											
			病院事業会計				7	7					7	7
	岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合													
	岡山県西部衛生施設組合													
事務	岡山県西部環境整備施設組合													
	笠岡地区消防組合													
合・	岡山県市町村総合事務組合													
広域	岡山県市町村税整理組合													
連	岡山県後期高齢者医療広域連合													
合	岡山県西南水道企業団						ζ,	7						
セ	笠岡市総合福祉事業団 吸江社													
	笠岡市文化・スポーツ振興財団													
	笠岡放送株式会社									7				